⑶　経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領（昭和56年１月23日付け55会第543号）により、平成22・23・24年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ａ」又は「Ｂ」の等級に格付けされている者であること。

⑷　本公告の物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

⑸　借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

⑹　経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8901 東京都千代田区霞が関１―３―１　経済産業省大臣官房会計課契約担当　山口　牧子　電話03―3501―1616（ダイヤルイン）

⑵　入札説明会の日時及び場所　平成23年10月25日14時00分　経済産業省会計課入札室（本館１階）

⑶　機能証明書の受領期限　平成23年12月７日12時00分

⑷　入札書の受領期限　平成23年12月22日17時00分（電子入札及び郵送による場合は必着のこと。）

⑸　開札の日時及び場所　平成23年12月26日14時00分　経済産業省会計課入札室（本館１階）

４　電子入札システムの利用
本件は、経済産業省電子入札システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。詳細については入札説明書のとおり。

５　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　全額免除。

⑶　入札者に求められる義務　この一般競争に参加を希望する者は、経済産業省の交付する仕様書に基づき機能証明書を作成し、機能証明書の受領期限内に提出しなければならない。
また、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
なお、入札者の作成した機能証明書は経済産業省において技術審査するものとし、採用し得ると判断した機能証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　支出負担行為担当官が採用できると判断した機能証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Koichi Akaishi, Director of the Budget and Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Economy, Trade and Industry

⑵　Classification of the products to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the products to be rented : Display system for presence information, 1 Set

⑷　Rent period : From March 1, 2012 through February 29, 2016

⑸　Rent place : as in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who :

①　Do not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;

②　Do not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;

③　Have Grade A or B in the area of services in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Economy, Trade and Industry (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2010, 2011 and 2012 ;

④　Prove to have the ability to rent the products concerned by themselves and by a third party, should the products requested through this notice be rented by a third party ;

⑤　Prove to have prepared a system to provide rapid after-sales service and maintenance for the rented products ;

⑥　Are not the subject of ⓐan order prohibiting them from receiving subsidies from the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) ; ⓑan order prohibiting them from concluding contracts with METI ; or ⓒan order disqualifying them from bidding for METI projects conducted under the "designated bidder" system.

⑺　Date and time for tender explanation meeting : 14 : 00 October 25, 2011

⑻　Time-limit for verification ducuments : 12 : 00 December 7, 2011

⑼　Time-limit for tender : 17 : 00 December 22, 2011

⑽　Contact point for the notice : Makiko Yamaguchi, Budget and Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Economy, Trade and Industry 1―3―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8901 Japan TEL 03―3501―1616

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年10月18日
分任支出負担行為担当官
大阪航空局中部空港事務所長　内藤　博之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

○中購契第32号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量
大阪航空局中部空港事務所で使用する電気の購入
契約電力　730キロワット
予定使用電力量　4,257,624キロワット時

⑶　購入物品の特質等　入札説明書、仕様書による。

⑷　供給期間　平成24年３月１日から平成25年２月28日

⑸　需要場所　入札説明書、仕様書による

⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を根拠とし、当所が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、それぞれ見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること（記載方法の詳細は、入札説明書を参照）。